

相生地区まちづくり構想

平成 12 年 5 月

相生地区まちづくり推進協議会

はじめに

- ・ 私達のまち「相生地区」は、相生港を中心にいにしえからの歴史を持つ街であり、相生市が誕生した頃には、その中心市街地でした。しかしその後、人口・世帯の減少が続くとともに、現在では市域の中でも特に高齢化・少子化が著しい地区となり、空地・空家も増加しております。このため地区の活性化が大きな課題となっていました。

また、これまで高潮被害や浸水被害に見舞われる等水害の心配や、古い市街地のまま今日に至っているため幅員の狭い道路が多く、地震・火災時での被害増大の心配や緊急車が進入できにくいなど、安心できるまちとしていくための対策も懸案となっていました。

- ・ そのような背景の中、相生港埋立整備事業計画を契機とし、これを「相生地区の復興」の大きなチャンスとしてとらえ、当地区を安全で安心できるまちとして再生するだけでなく、個性と魅力あるまちとして地区の活性化を図るなど、孫子の代に喜ばれるまちづくりを行っていきたいと思い、北町、南町、上町の3地区（約1,200世帯）が一つとなって平成8年12月「相生地区まちづくり推進協議会」を設立しました。
- ・ 当協議会は、住民、事業所、地区外に居住する地主・家主などの皆さまにアンケート調査等でまちづくりについての意向を伺いました。それらをもとに協議会では、3ヶ年にわたって毎月協議会を開催するとともに、専門家による講演会の開催、まちづくり先進地の視察等まちづくりについての勉強も重ねながら、当地区のまちづくりについて検討を行い、このたびこれからの相生地区のまちづくりの基本的な方向を示す「相生地区まちづくり構想」をまとめました。

今後、この構想を骨格としてさらに詳細な検討を行いながら、実現に向け住民と行政との協働によりまちづくりを進めてまいりたいと思います。

1. まちづくりの基本方針

1. まちづくりの基本理念

- ・ まちづくりの基本理念を「相生の復興」とします。

2. まちづくりの目標

- ・ 当地区は、いにしえからの歴史をもち、山や海など自然に抱かれたまちという特質を生かし、人と人とのつながりを大切に安全で活力と魅力あるまちをつくることを目標とします。

3. まちづくりの方向

- ・ 住民、事業者、不在地主家主及び行政が、協働してまちづくりを推進します。

(1) 快適な居住環境をつくる

生活道路や身近に利用できる小公園等の整備、住宅の改善と空地・空家の活用、下水道の整備に伴う水洗化の普及、正しい生活マナーの意識高揚など、現代の生活にふさわしい快適な居住環境の整備をめざしていきます。

(2) 災害に強いまちをつくる

地区の地理や市街地の特性を踏まえ、高潮・浸水等の水害、崖崩れ、地震や火災等の災害から人々の生命や財産を守るため「災害に強いまちづくり」を進めていきます。また、防災意識を高め、互いに助け合い住民自らが適切に対応できる仕組みを検討していきます。

(3) 恵まれた自然環境を生かし育てる

相生港埋立整備事業においてつくられる（仮称）新相生港を「美しいみなと」としてその風景を新しく創造するとともに、市街地の三方を抱く山並みの自然を保全育成していきます。また、大谷川の「美しい川なみ景観」の形成、地区のシンボルとなる樹木の保存育成等に努めていきます。

(4) 歴史遺産と祭をまちづくりに生かす

社寺や町屋、また町屋の家並みをまちづくりに生かすとともに、新旧の建築物が調和した美しい家並みをつくっていきます。また、地区の伝統的な祭りやイベントを地区に関わる人々すべての参加や交流の場として生かし、まちの活力の向上に努めていきます。

(5) 心が通う生活充実のまちをつくる

二世帯、三世帯が暮らせる住宅や住環境づくり、また店舗など日常生活に必要な施設が継続して立地できる条件づくり、高齢者ケアの互助体制づくり等、安心して暮らせるふれあいあるコミュニティづくりをめざしていきます。

(6) 新しい交流機能等の整備に努める

当地区の恵まれた自然と歴史を生かし、地域外の人々も訪れる魅力あるまちをつくるため、新港湾機能を相生湾の拠点、西播磨灘ゾーンの拠点とすることを目標に、海辺での集客、交流機能等の検討を行い、地区の活性化をめざしていきます。

4. まちづくりの進め方

- ・ 具体的なまちづくりの取り組みは「ものづくり」「ルールづくり」「コミュニティづくり（人づくり）」を3つの柱とし、これらを併行して進めていきます。

(1) ものづくり

大谷川河川高潮対策事業、相生港埋立整備事業、相生地区雨水排水整備事業等について、総合的なまちづくりの視点からとらえ直し、当地区の新しい魅力として活用するとともに、これらの公共事業と連携して地区全体の市街地整備の検討を行っています。

(2) ルールづくり

公共事業等ものづくりは、費用や時間を要しますが、日常生活におけるマナーや建築物の建替にあたってのルールづくりは、住民主体で比較的容易に取り組むことができます。住民相互のルールづくりも快適な生活環境の形成や火災・地震等の防災に役立つ大切なまちづくりとして取り組んでいます。

(3) コミュニティづくり（人づくり）

まちづくりは、息の長い取り組みです。一つのまちとしてコミュニティ意識を育てていくには、祭りやイベントも大切です。地区のコミュニティ活動の活性化や地域での高齢者ケアの互助体制づくりもこれからの課題です。みんなが参加し、協働するまちづくりを進めていきます。

II. まちの骨組構想

- ・ 相生港埋立整備事業、大谷川河川高潮対策事業、下水道整備事業等の公共事業と連携して、相生地区全体のまちづくりに取り組みます。「まちの骨組構想」は、安全で安心なまちとするために市街地の骨格をしっかりとつくろうという段階的で長期的な構想です。

(図-1 参照)

1. 道路網

- ・ 道路の整備は、地区内での人や車の安全な通行、消防車・救急車のルートの確保、地震・火災時の避難路や延焼防止、日照通風等住環境の改善、住宅や店舗等の立地促進などのために必要です。

1) 地区内幹線道路

(1) 相生大道(都市計画道路 相生古池線)

- ① 東西方向の地区内幹線道路を「相生大道」と称し、都市計画道路相生古池線の整備を推進します。
- ② 相生大道の事業化にあたっては立ち退きに伴う代替地の確保(例えば、埋立地区での代替地や受皿住宅の確保、地区内での空地・空家の活用、地区内から埋立地区への移転施設跡地の活用等)などの検討を行っていきます。
- ③ 相生大道の幅員等については、地区環境形成上や沿道利用上等の観点から検討を行っていきます。

(2) 中大路(都市計画道路 相生1号線)

- ① 河原橋から南小路までの南北道路を「中大路」と称し、都市計画道路相生1号線の整備について検討を行っていきます。
- ② 中大路の事業化にあたっては、相生大道の整備と同様に立ち退きに伴う代替地の確保等も考慮しながら整備の検討を行っていきます。

2) 小路(主要区画道路)

(1) 南小路

- ・ 角谷川排水幹線の整備にあわせて、南小路(6m程度)整備の検討を行っていきます。

(2) その他の小路

- ① 大谷川右岸小路、大谷川左岸小路、西小路、東小路、川原小路については、状況に応じて段階的な整備に努めていきます。
- ② 特に大谷川左岸小路に隣接する遊水池の区間については、河川高潮対策事業と関連して、道路の利用スペースの確保を図っていきたいと思います。

(3) 辻(区画道路)

- ・ 建築基準法により、すべての建物が建替え時は4 m以上の公道に面しなくてはならないことになっています。従って、相生大道、中大路、小路以外の道路に面するすべての敷地での建替えにあたっては、前面道路の中心より2 m後退して建築するように努めます。

2. 市街地内の公園・広場等

- ・ 市街地内での公園・広場等の整備は、お年寄の憩いの場、子供の遊び場等の他、地震・火災時の延焼防止や避難地の役割があります。また、自然や歴史を生かした個性と魅力のある街をつくるためのシンボル空間としても必要です。

1) 海老名歴史公園

- ・ 相生公民館は海老名家、大石良雄別邸の跡であり、滴水庵がある等、当地区のシンボリックな位置にあるところから、公園として整備することが考えられます。この公園は、池を生かした高齢者等が憩える歴史公園であるとともに防災広場としての役割をはたすものとなります。

2) 海ひろば等

- ・ 旧相生港に替わる新しい親水機能を新しい埠頭区域に求めたいと思います。新しい埠頭区域において人々が海を眺め憩える「海ひろば」をつくるとともにペーロン護岸と連続し、一体性のある海辺の環境整備が望まれます。また国道250号より東側の埋立区域においては、緑地の整備が望まれます。

3) 大谷川広場

- ・ 大谷川遊水池は単なる防災機能だけでなく、平常時は景観に配慮した魅力ある川沿いの広場として活用されることが望まれます。

4) 角谷池緑地

- ・ 角谷池の防災対策等にあわせ、角谷池周辺を水と親しみ憩える緑地となるよう環境の整備が望まれます。

5) 辻 広 場

- ・ 密集区域に空地を活用した小広場をもうけ、小さな子供の遊び場や高齢者の憩いの場とするともに路地の防災機能の向上を図ります。

3. 自然と歴史のみち

- ・ 景観地をめぐる散策コースとして、自然散策路、まちなか散策路を設定し、歴史や自然を生かした環境整備を検討していきます。

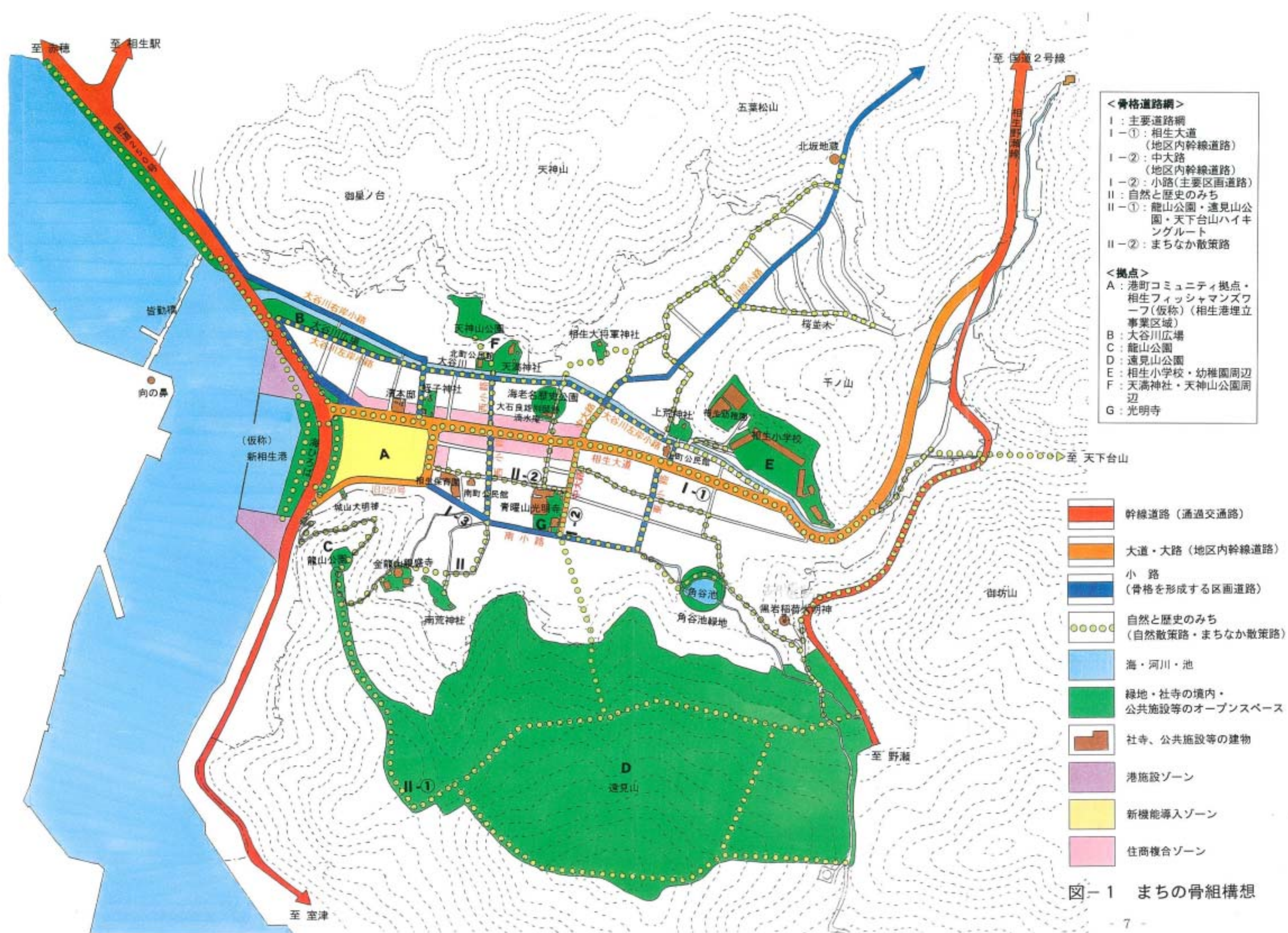


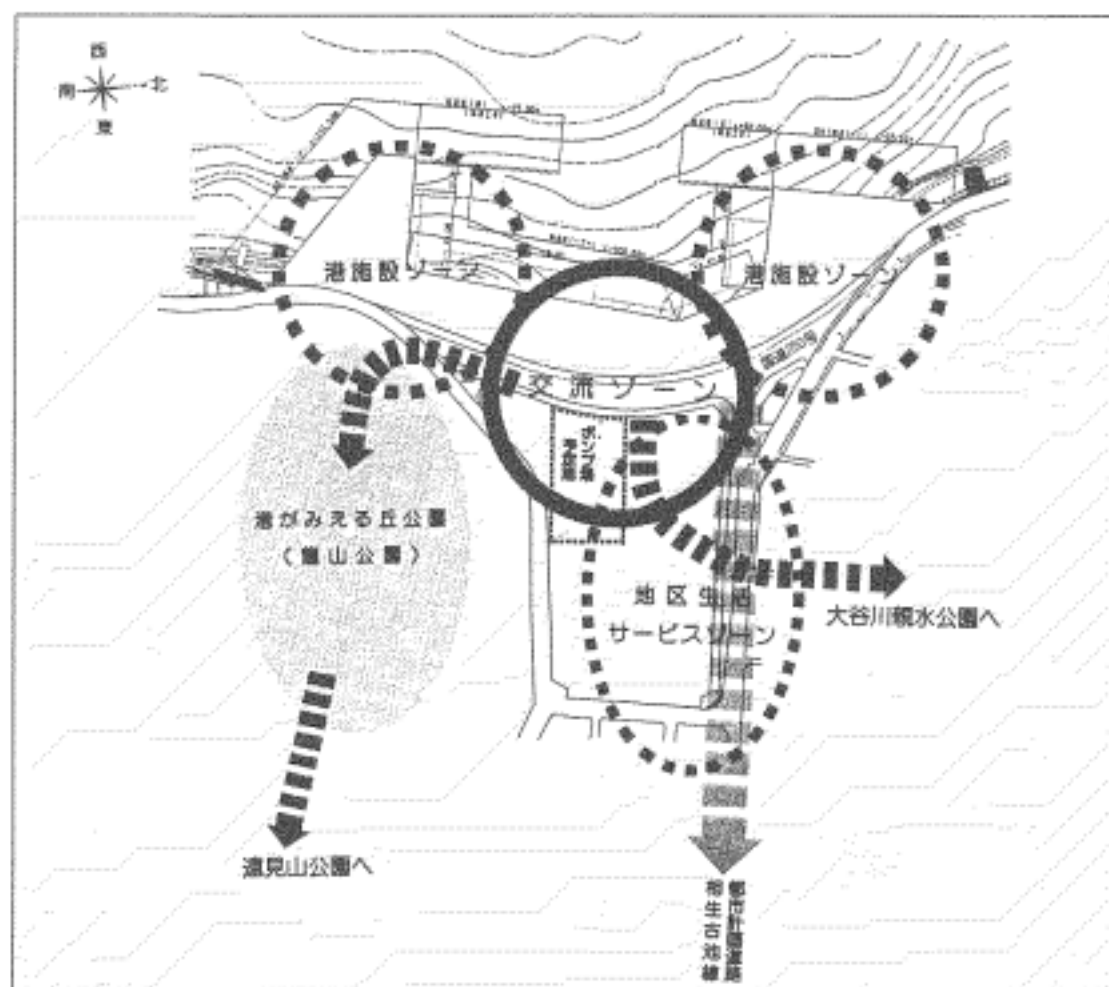
図-1 まちの骨組構想

Ⅲ. 相生港埋立区域整備構想

- 相生港埋立整備事業は、浸水災害の防止、国道250号の改良、生活環境整備のための種地（用地）の確保、港湾施設の整備等を目的に平成9年9月相生港埋立免許を受け、事業がスタートしました。私たちは、この相生港埋立整備事業を地区のシンボル、また地区活性化の起爆剤とするとともに、この事業と連携して地区全体の整備を推進していきたいと考えています。

1. 土地利用の基本的な方針

- ① 地区内の道路など、都市基盤施設の整備を進めるうえでの種地として活用していきます。
- ② 店舗、集会所、福祉的施設など地区の生活充実と活性化を図る施設が立地する場所として活用することが望まれます。
- ③ 新しい埠頭用地を中心に「美しいみなと」としての風景といこいの場を創造することが望まれます。
- ④ 「相生港全体の地域おこしの核」「西播磨ゾーンのアオアシス」として、地域外の人々も訪れる交流拠点としていきます。



図－2 相生港埋立区域土地利用構想

2. 土地利用構想（図－2 参照）

（1）港施設ゾーン—フィッシャマンズワーフ（図－3 参照）

漁協や魚市場など漁業関連施設と関連して、鮮魚市の開催や相生のカキや磯魚などの料理店、飲食店、駐車スペースを併設するなど、海辺の条件を生かしながら、地域内外の人々が集まり、楽しめる場としての活用が望まれます。

（注）フィッシャマンズワーフ：港において一般の人や観光客に向けて魚貝類を扱う店舗や料理店が並んでいる施設。

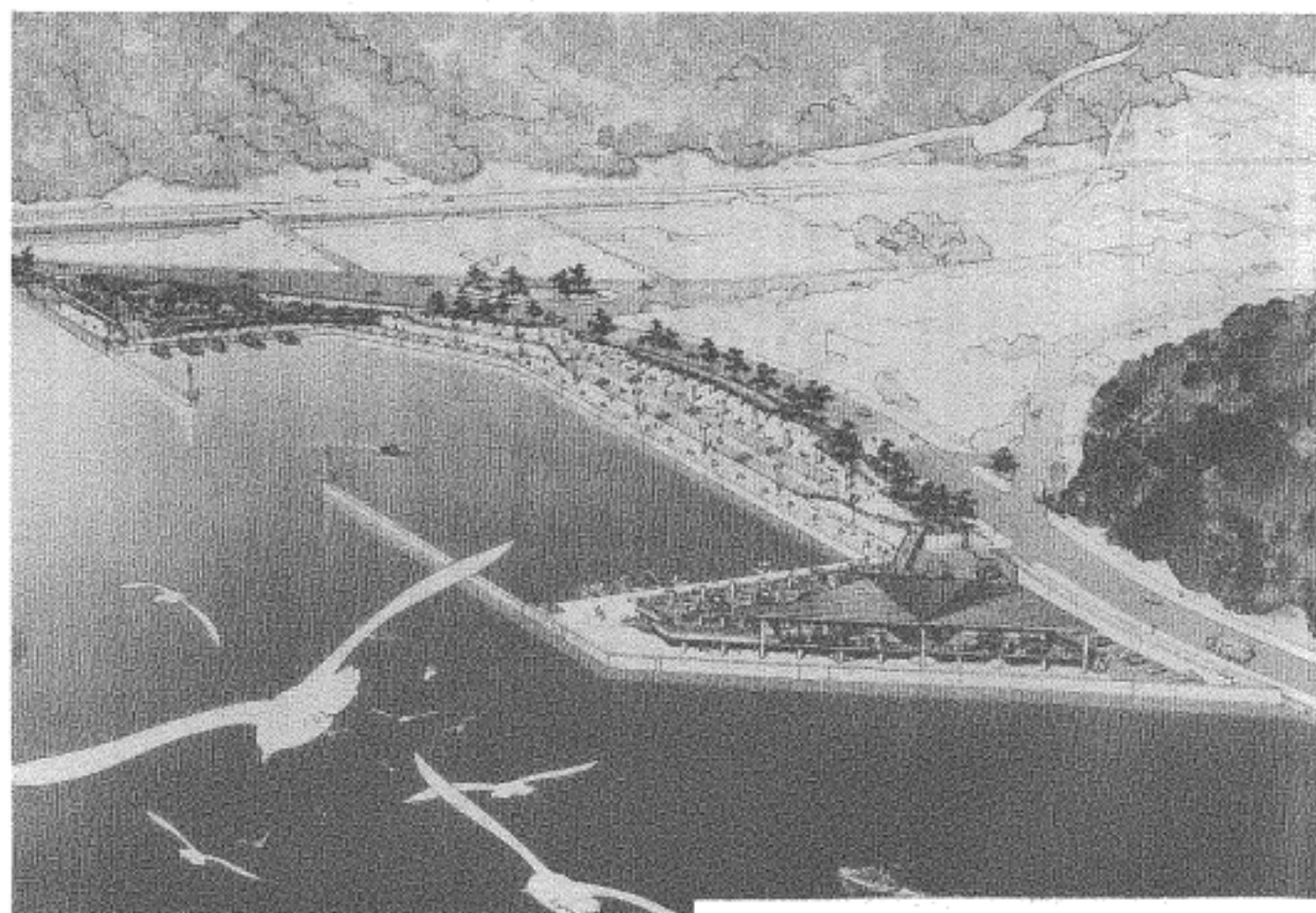
（2）地区生活サービスゾーン

地区の道路整備における代替地や受皿住宅等として利用を行うとともに、地区の生活充実と活性化を図るための公益施設、例えば、店舗、集会施設、地域福祉や日常サービス施設、小公園、駐車スペース等の利用が望まれます。

（3）交流ゾーン—海ひろば（図－3 参照）

旧相生港の親水環境機能の代替として、埠頭区域中央部に海を眺めながらくつろげ散策できる緑地広場として「海ひろば」をつくることが望まれます。

国道250号東側については、海ひろばと一体となった景観をつくり、街の玄関口にふさわしい利用が望まれます。



図－3 新埠頭区域協議会提案

—フィッシャマンズワーフと海ひろば

IV. その他の公共事業について

1. 大谷川河川高潮対策事業

- ・ 大谷川河川高潮対策事業は、高潮時、集中豪雨時における大谷川下流域の浸水被害防止を目的とする事業です。当協議会は、大谷川部会を設置し、行政と話し合いを重ねるなど地元と行政との協働による取り組みを行っております。
- ・ 防災機能だけでなく、まちづくりの観点から以下のような点について検討しています。
 - ① 大谷川の防災対策を、あらゆる点からチェックし万全を期すこと。
 - ② 水門の位置、形態の考慮など、構造物による景観阻害を少なくすること。
 - ③ 川底の改良等、住民が親しみやすく美しい河川としていくこと。
 - ④ 遊水池の活用等により、広場としても利用できるようにしていくこと。
 - ⑤ 事業にあわせて橋や道路空間の確保に努めること。
 - ⑥ 大谷川沿い街なみ景観の保全育成の契機となるようポンプ場、橋などのデザインや景観づくりに留意すること。

2. 相生地区雨水排水事業

- ・ 当地区の水害対策は、相生港埋立整備事業、大谷川河川高潮対策事業の他、この相生地区雨水排水事業の3つの事業がセットとして行われています。

雨水排水事業では、現在の角谷川のルートに暗渠方式の圧力排水管がつくられます。それに併せて、道路「南小路」（4頁参照）の整備が望まれます。
- ・ 当協議会は、雨水排水事業の整備について新たに部会を設置したいと考えています。

3. 遠見山公園事業

- ・ 遠見山公園事業は、広域利用者を対象とした自然公園を目的として、既に着工し一部園路等がつけられています。

急峻な地形であることからこの整備にあたっては、排水計画等について十分な調査検討を行い、防災対策に万全を期していただきたいと考えています。

V. ルールづくり・コミュニティづくり

- ・ 良いまちづくりは、単に道路等、公共施設を整備するだけではできません。一軒一軒の家の協力が街なみをつくり、一人ひとりの協力が住みよいコミュニティをつくります。私たちは、まちづくりをハードな施設づくりだけでなく、生活全体のソフトについて取り組むことが大切と考えています。

1. ルールづくり

- ・ 建築物の建築や改造にあたっては、建築基準法を守ることがもちろんのこと、歴史ある港町にふさわしい美しい街なみをつくるため、屋根の形状、建物の色彩、塀、櫓の構造など一定のルールをつくるのが大切です。
- ・ 日常生活でお互いに快適に暮せるためには、ペットの糞の後始末、自動車のスピードの抑制、路上駐車、空家の施錠など家主の管理、路上への物のはみ出し注意、騒音、悪臭、日照障害等の防止など近隣への配慮、生活マナー等も大切です。
- ・ これらのルールづくりについては今後検討を行い、まちづくり協定等として定めていきたいと考えています。

2. 祭り・イベント

- ・ 伝統的な祭については、相生地区が一つのまちとしてのコミュニティ意識を育て、まちの活力をつくるものとして活性化していくのが大切です。また祭禮の方法など無形の文化財として継承していくことも重要です。そのための方策について検討も今後必要です。
- ・ 相生の歴史的、自然的なシンボルについて再認識し、相生のまちを知るためにウォークラリーを行う等、まちづくりイベントを検討していきます。

3. 高齢者ケアの互助体制づくり

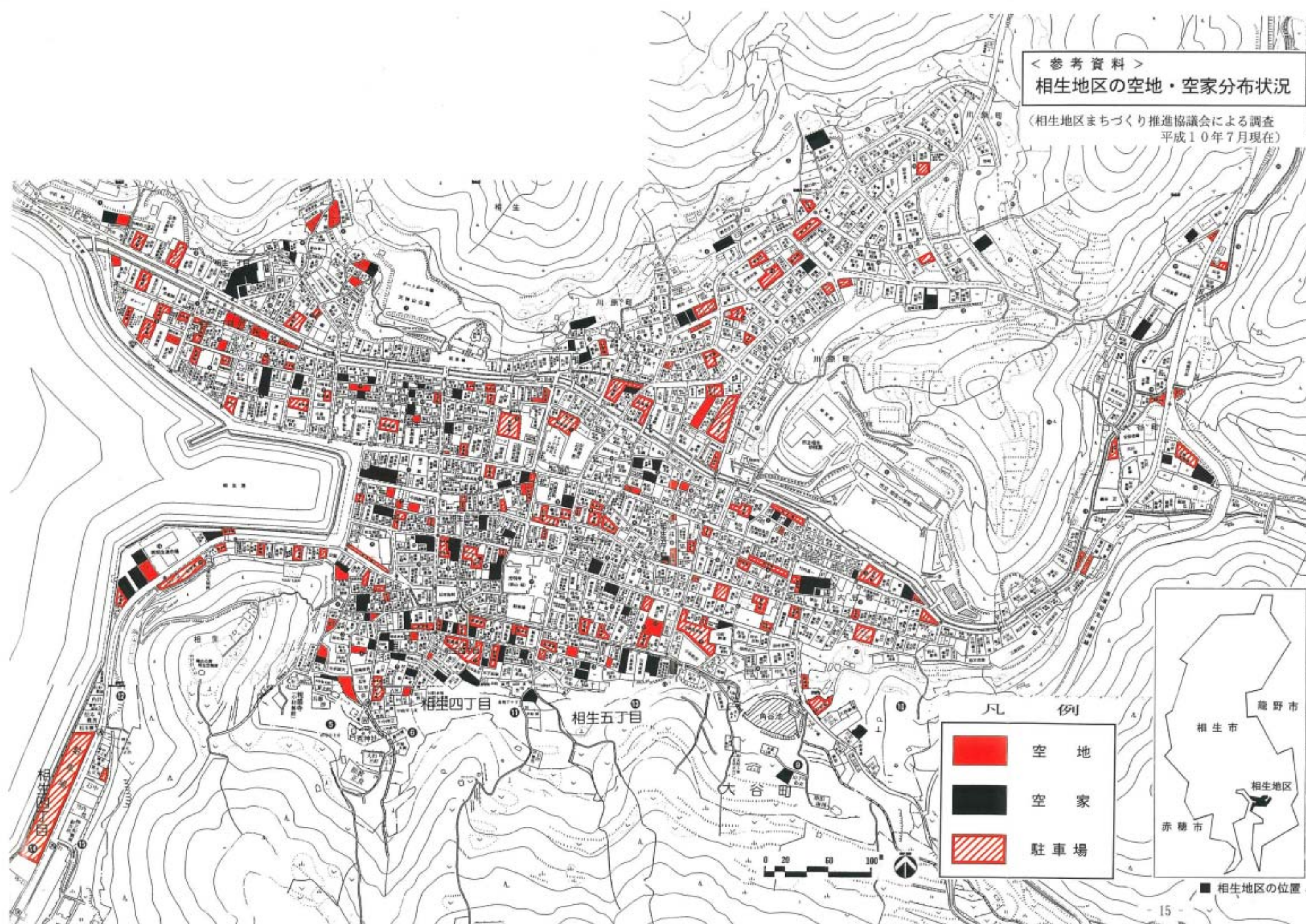
- ・ 高齢者世帯が今後とも多くなっていくことから、地区全体での見守り体制づくりや支援サービス体制づくりについて検討を進めていきます。
- ① 近隣で日頃から声を掛け合うよう心がけ、安否が確認できるようにしていくこと。
 - ② 楽しみながらふれあいのできる食事会をする等の企画を検討していくこと。
 - ③ 高齢者ケアを考える地元の組織づくりを行うこと。

4. コミュニティ活動等の活性化

- ・ 相生に愛着をもち、日頃から楽しくかつ地域のために互に協力しあう風土をつちかうため、コミュニティ活動の活性化を図っていきます。
- ① 自治会、婦人会、子供会など、まちの人々のつながりの基本となる会合に積極的に参加し、育てていくこと。
- ② 高齢者パワーを生かすとともに、多くの住民に地区活動の役割を担ってもらうこと。
- ③ 住民によって相生の歴史を探究し、教育等にも取り入れていくこと。

< 参考資料 >
 相生地区の空地・空家分布状況

(相生地区まちづくり推進協議会による調査
 平成10年7月現在)



凡 例

	空 地
	空 家
	駐 車 場



■ 相生地区の位置